

播州倉庫株式会社 倉庫寄託約款

(本約款の適用)

第1条 当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。

2 この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

(営業時間及び休業日)

第2条 当会社の営業時間は、午前8時から午後5時までとする。

2 当会社の休業日は、国民の祝日、日曜日及び営業地慣行の休日とする。

3 前二項の営業時間及び休業日は、臨時に変更することがある。

(庫入、庫出その他の作業)

第3条 貨物の庫入及び庫出その他の作業は、すべて当社が行なう。ただし、当社が特に承認したときは、この限りでない。

(書面による意思表示)

第4条 当社は、寄託者又は証券所持人が当社に対して通知、指図その他意思表示を行なうときは、書面によることを要求することができる。

(通知、催告)

第5条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当社に通知しなければならない。

2 当社の寄託者又は証券所持人に対する通知又は催告は、当該寄託者若しくは証券所持人を知ることができないとき又はその所在を知ることができないときは、民法第97条の2に定める方法により行なうことができる。

(業務上受領する金銭の利息)

第6条 当社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付けない。

第2章 寄託の引受及び受寄物の入庫

(寄託引受の制限)

第7条 当社は、次の場合には、寄託の引受をしないことができる。

- (1) 当該寄託の申込がこの約款によらないとき。
- (2) 当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造の不完全な貨物その他保管に適しない貨物と認められるとき。
- (3) 当該貨物の保管に適する設備がないとき。
- (4) 当該貨物の保管に関し特別の負担を求められたとき。
- (5) 当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。
- (6) その他やむを得ない事由があるとき。